

社会福祉法人三宝会役員等慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宝会の役員等の慶弔及び見舞金等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及びその他の委員をいう。ただし、施設の職員を兼務する理事については除く。

2 その他の委員とは、評議員選任・解任委員会の委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(弔慰金等の支給)

第3条 役員等が死亡したときは、別表1により弔慰金等を支給する。また、既に退職している役員等については、本人が死亡したときの弔慰金の支給のみとする。

(見舞金の支給)

第4条 役員等が病気や怪我により10日以上入院したとき又は天災及び事故等不慮の災害を被ったときは、別表1により見舞金を支給する。

(祝金の支給)

第5条 役員等が叙勲又は褒章を受章したときは、別表1により祝金を支給する。

(慰労金の支給)

第6条 役員等が退任したときは、別表2により慰労金を支給する。ただし、1年に満たない端数月は、6カ月以上は切り上げ、6カ月未満は切り捨てるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年12月10日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

別表 1

慶弔金・見舞金支給基準

区分	支給基準			
	香典	本人	配偶者	親族
弔慰金		20,000円	10,000円	10,000円
	花環、生花及び弔電は30,000円以内で理事長が定める額			
傷病見舞金	本人に限り10,000円			
災害見舞金	本人に限り30,000円以内で理事長が定める額			
祝金	本人に限り10,000円			

備考：親族とは、父母（配偶者の父母を含む。）、子とする。

別表 2

慰労金の支給基準

区分	支給基準
慰労金	在任4年以内 10,000円
	在任5年から8年以内 20,000円
	在任9年以上 30,000円